平成27年度

臨時福祉給付金の申請はお済ですか？

平成26年４月からの消費税率引上げに伴う影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給されます。

この給付金の朝日町の申請期限は12月25日（金）までとなっています。

○対象となる方

次の（1）から（4）の要件を全て満たされた方が臨時福祉給付金の給付対象者となります。

（1）基準日（平成27年１月１日）において、市町村の住民基本台帳に記録があること（外国人を含む）。

（2）市町村民税(均等割)が非課税であること（平成27年度の課税状況により判断）。

（3）市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養となっていないこと。

（4）次のアからウに当てはまらないこと。

ア　生活保護制度の被保護者

イ　中国残留邦人等に対する支援給付の受給者

ウ　国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者

○支 給 額

給付対象者１人あたり6,000円

○申請方法

申請書の提出が必要です。（申請書は保険福祉課でお渡しできます。）

○ご 注 意

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

・市町村や厚生労働省などの職員が、ＡＴＭ（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・市町村や厚生労働省などの職員が、自宅を訪問して申請書の記入をお願いすることは、絶対にありません。

・市町村や厚生労働省などの職員が、「平成27年度　臨時福祉給付金」の支給について、電話でご案内したり、メールで手続をお願いすることは、絶対にありません。

・市町村や厚生労働省などの職員が、「平成27年度　臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。

【担当】　保険福祉課　TEL 377－5659